

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 93 号)

令和6年11月6日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定については、本件決定通知書中「6 開示をしない部分」の「請求者以外の個人情報に関する部分」を除き、理由の記載に不備があるので取り消すべきである。

改めて審査をした上で不開示とすべき部分がある場合には、当該部分につき、その適用条文を示すとともに当該条文を適用する理由を分かりやすく記載すべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年6月8日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（令和4年条例第43号による廃止前のもの。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇について、〇〇年〇〇月以降、また〇〇年〇〇月〇〇日から回答日までの間に、長寿政策課・介護保険課・健康推進課において作成されたケース記録、対応記録、同人の親族との対応記録、連絡記録及び面談記録一切」

2 実施機関の決定

令和4年6月24日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、開示請求者以外の情報であり、請求者自身の個人情報に該当しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定を行った。

3 審査請求

令和4年8月22日、審査請求人は、決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

4 令和5年3月17日、当審査会は、次のとおり答申（第85号）を行った。

「大津市長が行った保有個人情報不開示決定については、審査請求人の氏名、続柄及び対応記録等の審査請求人に関する情報につき、改めて開示決定等をすべきである。」

5 令和5年5月16日、実施機関は、令和4年6月24日付け保有個人情報不開示決定のうち、審査請求人の氏名、続柄及び対応記録等の審査請求人に関する情報を不開示とした決定を取り消し、当該部分を開示する旨の裁決を行った。

6 令和5年6月1日、実施機関は、令和5年5月16日付け裁決に基づき、条例第22条第1項の規定により、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

7 令和5年8月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定通知書に記載された不開示理由は、条例の不開示条項の文言を適示してその条項及び号数を記載したに過ぎず、具体的にどのような事情により、それぞれのおそれが存するのかが明らかでない。この程度の理由付記では、不服申立ての具体的な理由を検討することができず、不利益処分に係る行政庁の恣意を抑制するという行政手続法第14条第1項の趣旨に反することとなる。この点から本件処分は取り消され、全てが開示されなければならない。
- 2 審査請求人は〇〇の法定相続人であることから、権利義務関係を相続により承継している。よって、開示請求に係る〇〇に関する保有個人情報、審査請求人自身の個人情報と同視できる。
- 3 〇〇に関する保有個人情報は、審査請求人と〇〇との家の中での出来事に対しての大津市の対応の一環としての記録であるから、審査請求人と〇〇との間のその出来事がなければ存在しない情報であるため、本件開示請求に係る〇〇に関する保有個人情報その全てが私の情報と言える。
- 4 〇〇は、大津市の担当者の言動や行為によって、その意に反した施設入所を強いられ、住み慣れた自宅に帰れず〇〇である審査請求人とも全く会えない状況に置かれたことで、自らの希望に沿った生活を営む権利を損なわれたことは重大な人権侵害であり、〇〇が精神的苦痛を受けたことは明らかである。〇〇が大津市に対して慰謝料請求権を有することについて具体性があり、その慰謝料請求権を審査請求人が相続していることは明らかである。その地位に鑑みても、〇〇の情報は審査請求人自身の情報と同視できるものである。
- 5 〇〇については、大津市が〇〇を認定しておらず措置もとられていなかったにも拘わらず、審査請求人と〇〇が会えなかったのは不当でしかない。
- 6 一連の大津市の担当者の具体的な言動を明らかにするためには、開示請求にかかる〇〇の個人情報の開示が必要不可欠である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報は、審査請求人の〇〇等が各関係部署に〇〇の生活状況等について相談を行った際に、その相談内容等を記載した記録である。
- 2 令和5年3月17日付け答申第85号の当審査会の判断理由のとおり、保有個人情報開示請求権は、請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではない。
- 3 また、審査請求人は、実施機関の不法行為に対する〇〇の損害賠償請求権を相続したので、〇〇の個人情報は自身の個人情報であると主張するが、当該損害賠償請求権の発生の有無については抽象的な可能性を主張するにとどまることから、本件保有個人情報が審査請求人が有するとする損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難く、〇〇の個人情報の全てが審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは言えない（条例第18条第2号該当）。
- 4 開示請求に係る保有個人情報には、実施機関の担当者の意見等が記載されており、開示によって担当者が反発、苦情、非難等を受ける等し、その後の業務運営が困難になることを恐れ、率

直な意見を述べなくなることにより、意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあるとともに、適正な評価、診断、判定等を行うことができず、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第18条第6号及び第8号該当）。

第6 審査会の判断理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人の〇〇に関する保有個人情報について、審査請求人自身の保有個人情報として開示を求めたものである。

2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、①開示請求に係る保有個人情報は、請求者以外の個人に関する情報が記載されていること（条例第18条第2号該当）②意思決定の中立性が担保できなくなるおそれがあること（条例第18条第6号該当）また、③適正な評価、診断、判定等を行うことができず、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第18条第8号該当）として、当該保有個人情報には不開示部分があると主張する。

他方、審査請求人は、〇〇の法定相続人として損害賠償請求権（慰謝料請求権）など権利義務を承継しており、また、〇〇に関する個人情報は、審査請求人と〇〇との家の中での出来事に対しての実施機関の対応の一環としての記録であるから、審査請求人と〇〇との間のその出来事がなければ存在しない情報であり、本件開示請求に係る〇〇に関する保有個人情報その全てが審査請求人自身の情報と同視できるとの主張に加え、上記①②及び③の理由は抽象的であり、行政手続法（条例）が求める程度の理由の摘示がなされていないため違法であり、取り消されなければならないとも主張する。

以上から、本件の争点は、

(a) 〇〇に関する保有個人情報が審査請求人の個人情報と同視でき、その全てが開示されるべきか。

(b) 本件処分に係る開示をしない部分の理由付記は十分であるか。

以上2点である。以降、本件処分の適否について検討する。

3 本件処分の適否について

(1) 争点 (a) の検討

ア 死者の個人情報の開示請求について

開示請求権を規定した条例第16条第1項では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定めている。

保有個人情報開示請求権は請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではないことから、死者の個人情報については、その相続人であることのみを理由に請求者自身の個人情報であると認めることはできない。ただし、死者の個人情報が、同時に請求者自身の個人情報と同視できる場合には、審査請求人の個人情報として開示請求を行うことができると解される。

イ 〇〇に関する保有個人情報が審査請求人の個人情報と同視できるか

本件審査請求において、審査請求人は、実施機関による不法行為に基づく損害賠償請求権（慰謝料請求権）を相続により承継したことから、〇〇の個人情報、同時に審査請求人自身の個人情報であると主張する。しかしながら、審査請求書や意見書、意見陳述の内容を見る限り、損害賠償請求権の発生の有無について抽象的な可能性を主張するにとどまることから、本件保有個人情報が、審査請求人が有するとする損害賠償請求権（慰謝料請求権）の存否に関する情報であるとは認め難く、審査請求人の〇〇に関する保有個人情報の全てが、同時に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは言えない。この点については、当審査会の答申第85号で示したとおりである。

また、〇〇に関する保有個人情報について、審査請求人は意見陳述の中で、審査請求人と〇〇との間のその出来事がなければ存在しない情報であるため、本件開示請求に係る〇〇に関する保有個人情報その全てが審査請求人自身の情報である旨主張するが、当該主張には首肯することはできず、この点からも審査請求人の〇〇に関する保有個人情報の全てが、同時に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは考えられない。

しかしながら、本件保有個人情報には、その一部に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する情報があることが認められた。

ウ 争点 (a) について

上記のとおりであるから、〇〇に関する保有個人情報が審査請求人の個人情報と同視できるとは言えず、その全てが開示されるべきと判断することはできないが、本件保有個人情報の一部には、審査請求人を本人とする保有個人情報が存することから、以下、争点 (b) について検討する（答申第85号参照）。

(2) 争点 (b) の検討

ア 本件保有個人情報について

実施機関から資料として提出された本件保有個人情報を、当審査会がインカメラ審理で見分したところ、「総合相談受付票」（以下「受付票」という。）と題する文書が20枚あることを確認した。受付票の記載内容を見ると、審査請求人の〇〇に関する〇〇本人や審査請求人を含むその親族、関係機関等の関係者からの相談の内容等、本人の状況や相談等を受けての実施機関のその後の対応方針等の情報が記載されており、この中で、実施機関はそれぞれ条例第18条第2号、6号及び8号に該当する箇所があると判断している。

なお、当審査会では、争点 (a) で検討したとおり、審査請求人を本人とする保有個人情報は、審査請求人に一部開示された3枚のみであるから、争点 (b) については当該3枚に記録されている保有個人情報について検討することとし、残り17枚に記録されている情報については審査請求人の保有個人情報とは認められないと判断するものである。

イ 理由付記について

大津市行政手続条例第8条は、行政庁が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合（求められた許認可等の一部を拒否する場合を含む。）は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならないとしている。大津市行政手続条例が理由を付記すべきものとしているのは、処分に当たって行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、当該処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立

てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。もっとも一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされているところである。このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、保有個人情報の部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、当該不開示部分について条例第18条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該個人情報の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然に知り得るような場合は格別、大津市行政手続条例第8条の要求する理由付記としては十分でない。また、付記すべき理由としては、該当する不開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない者にも十分理解できるよう、分かりやすく記載しなければならない。さらに、複数の不開示事由に該当する場合には、該当する条項ごとに、当該部分がなぜ該当するのかという理由を具体的に記載することが必要である。

本件保有個人情報部分開示決定通知書には、開示をしない理由として条例第18条第2号、第6号及び第8号に該当する旨が記載されている。当該記載状況をみると、条例第18条第2号、第6号及び第8号該当性に関する記述については、おおむね該当条文を引用して記載されており、上記のとおり当該個人情報の種類、性質等とあいまって開示請求者が根拠をも当然に知り得るような場合は格別、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、大津市行政手続条例第8条の要求する理由付記としては十分でない。また、実施機関の弁明において、開示をしない理由の補足がなされているが、これによって理由の不備が解消すると解することはできない。

そして、行政処分に理由を付記すべき場合に、その記載を欠いているときや不備があるときは、処分自体の取消しを免れないものとされている。

ウ 争点 (b) について

上記のとおりであるから、本件処分には不開示部分の理由付記に不備があると認められるため、本件処分の一部を一旦取り消したうえ、実施機関において改めて審査を行い、不開示部分があるときは、当該部分に適用すべき条文及びその適用する理由を、開示請求者において了知しうる程度に分かりやすく記載して処分すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 9月26日	諮問書の受理
令和6年 2月19日	審議

令和6年 3月18日	審議 実施機関からの事情聴取
令和6年 6月 6日	審議 審査請求人の意見陳述
令和6年 7月22日	審議
令和6年 8月22日	審議
令和6年 9月24日	審議
令和6年10月18日	審議
令和6年11月 6日	答申